

「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」の公表について

平成25年9月10日
消費者庁

- 1 消費税転嫁対策特別措置法が平成25年10月1日から施行されることを踏まえ、消費者庁は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく特別措置のうち、総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方を明確化することにより、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させること等を目的として、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（以下「本ガイドライン」といいます。）を策定することとし、同年7月25日に原案を公表し、同年8月23日を期限として、関係各方面から広く意見を求めたところです。
- 2 今回の意見募集では、11件の意見が提出されました。消費者庁は、これらの意見を慎重に検討した結果、原案のとおり本ガイドラインを確定し、**別紙1**のとおり、公表することとしました。
提出された意見の概要及びこれに対する消費者庁の考え方は**別紙2**のとおりです。
- 3 消費者庁は、本ガイドラインを事業者等に十分に周知し、総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外に関する法運用の透明性と事業者の予見可能性の向上等を図るとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために消費税転嫁対策特別措置法を適正に運用していきます。

本件に関する問合せ先
消費者庁表示対策課 星、柴田
TEL : 03(3507)9193